

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成24年4月16日（月曜日）

---

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

---

出席委員（13名）

委員長	西條栄福君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	星喜美男君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	及川均君
	三浦清人君	

---

欠席委員（1名）

委員 山内孝樹君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
復興事業推進課 技術参事兼課長補佐	畑 文隆 君
環境対策課参事 (震災廃棄物処理担当)	西城 彰 君
復興企画課課長補佐	野口 実基 君
復興企画課主幹 兼復興政策係長	菅原 義明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 敏 克
次長兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

ご参席の皆様方には、新年度になり何かとお忙しいところ、本委員会へのご出席ご苦労さまでございます。

仮設ではありますが、新庁舎、新議場の本日は使い初めでありまして、復興への気持ちを新たにされていることと思います。

本日もよろしく願いいたします。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

欠席委員、山内孝樹委員となっております。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の特別委員会の進め方は、各担当課長より「土地評価の状況について」「南三陸町災害公営住宅整備計画について」の説明をいただいた後、各委員からの質疑をお受けしたいと考えております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

なお、本日の会議は、被災した土地の買い取り価格の基準や当町の災害公営住宅の整備のあり方を調査するために開催される会議でもありますので、慎重審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、初めに町長よりあいさつがあればいただきます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

新年度になりまして第1回目になります特別委員会、大変議員の皆様方にはお忙しい中、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げさせていただきますと思います。

本日の案件につきましては、特に土地の評価の状況についてということで、かねてより議員の皆さん方、この件につきましては大変町民の皆様方、復興に向かっての後押しという部分もございますので、大変関心の高い部分でございます。私どもこれまで不動産鑑定の結果を受けまして皆さん方にお知らせをしますという話をさせていただきましたが、きょう、やっとこういった形の中で皆さん方に土地の買い取りの部分につきましての金額をご提示できるという状況になりました。本当に町民の皆さん、一日も早く新しい家へ、あるいは復興住宅へという思

いがある中でございますので、この数字が出てくれば、ある意味町民の皆さん方にとっても前に一步でも進むと、そういう気持ちになっていただけるのかなという思いもございますので、どうか委員の皆様方には慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつにかえたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西條栄福君） それでは、早速会議に入りたいと思います。

「土地評価の状況について」「南三陸町災害公営住宅整備計画について」の2件を一括議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） おはようございます。

それでは早速（1）の土地評価の状況についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、資料1と右肩に表示のある資料をご覧くださいと思います。

まず1ページ目になりますが、この表につきましては、今月1日時点での不動産鑑定士によります鑑定結果として現時点での標準的な土地の買い取り額、不動産鑑定結果についてお示しをしたところでございます。今後、売買契約時での時点修正、あるいは立地上の個別の格差の修正を行うなど、また改めて直近で不動産鑑定を行った上で、最終的に価格を算定して売買契約を締結するということになるかと思ひます。あくまでも現時点での想定額としてとらえていただければなと思ひます。

全体的に買い取り価格について単価を記載させていただいておりますが、震災による影響ということで既にマスコミ等で報道もされておりますが、本町におけます震災の格差率ということにつきましては、宅地が平均してマイナス23.8%という平均の結果となっております。マスコミ等では、逆をとらえて76.2%という表現をしておりますが、いわゆる震災格差率という形の中では23.8%マイナスという状況となっております。

この震災の格差率につきましては、その所在によって格差率が違います。傾向を見ますと、一般的には志津川の市街地の部分ではマイナス23%から24%、戸倉、歌津、志津川の沿岸部につきましては、マイナス28%から29%という結果になってございます。

2ページの図面につきましては、調査したところの位置図でござひます。

次に、右肩に資料2と記載した3ページ目をご覧くださいと思います。

まず、上段の表になりますが、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業等の用地買収を進めるために、その予定地の標準的な土地につきまして今年3月1日時点での鑑定を行った結果表でござひます。上段の表で1から5の地目につきましては山林でござひます。6につ

きましては地目上は畑でございますが、現況が山林ということで山林という鑑定を行われてございます。7番から9番のところにつきましては地目は畑ということで、それぞれ平米単価について記載させていただいております。

今後につきましても、これらの価格を基本といたしまして、契約時におきます時点修正等を行いながら用地買収の一つの目安として進めていきたいと考えております。

次に、参考という下段の表になりますが、これら買収した土地を防災集団移転促進事業により宅地造成した場合の宅地の調査価格でございます。鑑定結果というよりは、鑑定士によります意見書という形で示された調査価格でございます。あくまでも不動産鑑定士からの意見書ということの形で報告を受けたものでございまして、実際には宅地造成した段階で改めて鑑定を行い価格が決定されるということになるかと思っております。

以上、不動産鑑定の状況報告とさせていただきますが、これらの結果につきましては、別添の資料にございますが、住宅高台移転まちづくりニュースという後ろのほうをご覧ください。今回、初めて集団移転にかかわります情報提供の一つとして住宅再建の一助として全戸配布を本日付で配布することになってございます。このニュースの中の1枚めくっていただきまして2ページ目をご覧ください。ちょっとページ数が飛び出ている恐縮なんですけど、3のモデルケース試算というところをご覧くださいと思います。

まず、この部分ではモデルケースとして伊里前地区を例に試算の例示をさせていただいております。従前の宅地、いわゆる浸水したところを100坪だったという仮定の中で、それを町に売却し、造成後にも100坪の伊里前地区の予定地の土地に40坪の住宅を建てるといったような試算で示しております。なお、土地につきましては、買い取る場合と賃借する場合、この2パターンにおきます自己負担額というものを最終的に下の段に記載をさせていただいております。

防災集団移転の場合、住宅ローンを組んだ場合、利子については国の補助金によりまして全額賄えるという状況になっておりますので、利子相当分はこの試算には初めから含んでおりません。

また、造成後の宅地の価格につきましては、先ほどもお示しましたが、調査価格として平米当たり1万円から1万3,000円という鑑定結果が出でおりますけれども、ここでの試算は、平米当たり1万3,000円という高い金額のほうを採用して試算として記載させていただいております。その点、やや自己負担額が大きくなっているという状況もございますが、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、土地の賃借料につきましては、ちょうど中段のあたりに年間土地借地料として土地価格の1.4%という数値を記載させていただいております。行政財産の目的外使用としまして条例等で定まっておりますが、土地価格の4%という本来の金額であるということになっておりますが、被災者の再建支援の一つといたしまして固定資産税の標準税率でございます1.4%という部分で基本的には軽減策として考えてございます。

次に、3ページ、4ページになりますが、これらは、被災者の方々がみずから試算するためのシートも添付して参考にさせていただければなと思っております。4ページにつきましては、先ほどご説明いたしました、買い取り価格等についてお示しをしているところでございます。

なお、このようなニュースにつきましては、今後も集団移転等にかかわります情報提供として随時発行していきたいと考えております。

以上、(1)の土地評価の状況についてでございます。

続きまして、南三陸町災害公営住宅整備計画についてをご説明させていただきます。

資料は、以前配付してございます計画書をご覧いただきたいと思っております。災害公営住宅整備計画でございます。

この計画につきましては、先月26日に庁議決定をして特別委員会に提出をした経緯がございます。この資料の3ページ目をお開き願いたいと思っております。A3判の資料になります。

計画の概要でございます。このページで全体の計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

1-1 災害公営住宅とはということで、災害公営住宅への入居資格などその定義などを記載させていただいております。その右側になりますが、1-2 計画策定の趣旨及び位置付けということで、宮城県の復興住宅計画も踏まえまして公営住宅の整備期間を24年度から27年度の4年間と定めてございます。入居期間につきましては、25から28年度という期間で計画をするものでございます。

次に、2番目の南三陸町の属性でございますが、各地区の概要等、全体の概要も含めて記載のとおりでございます。

次に、左側になりますが、3番目の住民の意向についてでございます。以前の特別委員会等におきましても整備の基本的な考え方ということでお示しをしておりますが、意向調査を行った結果、災害公営住宅の入居希望者のうち単身または2人世帯が過半を占めている状況です。また、65歳以上の高齢者がいる世帯も過半以上を占めているという傾向があらわれてございま

す。

次に、整備の方針でございます。全体の建設目標戸数につきましては、意向調査におきまして希望のありました652という世帯に検討中あるいは未回答の方を勘案しまして、最大1,000戸という建設目標をいたしております。

次に、地区別の建設目標戸数でございますが、ここに記載のとおりでございます。これらも意向調査もとの数字を結果として踏まえた上で、地区ごとに目標戸数を設定しております。整備につきましては、小学校単位区あるいは旧小学校単位区などの維持管理の効率性も考慮しながら、おおむね20戸程度以上の団地形成が図れるよう建設をしていきたいと考えております。

(3)の手法ということでございますが、建設の手法につきましては、以前にもご説明いたしました、町の事務処理が軽減されるという買い取り方式を優先的に実施したいというふうに考えております。それと、宮城県への委託方式ということも組み入れながら、その状況、団地の条件等を見きわめつつ進めていきたいと考えております。

次に、(4)の建設体制でございますが、その実績、組織力の状況を踏まえまして、UR都市機構への事業協力を依頼するとともに、産業振興あるいは雇用対策、そういったものも考慮しまして地元企業、団体の連合体組織で取り組む団体との調整も検討をして進めていきたいというふうに考えております。

(5)の災害公営住宅の供給につきましては、ある程度、世帯人員を考慮しました型別供給というものを基本としていきたいと考えております。構造につきましては、4人以上世帯の住宅を主に木造の住宅というふうに考えてございますが、定住化対策の観点から戸建てであるとか連棟タイプで供給をしていきたいと考えております。

年度別の供給の目標につきましては、(7)の表のとおりでございます。差し当たり25年度には210戸という戸数を目標に進めていきたいと考えております。内訳につきましては、戸倉のゴルフ場跡地のところに110戸、入谷の桜沢地区に50戸、歌津名足地区に50戸というのを25年度の供給目標として掲げております。

次に、右側の5番、コミュニティ維持に向けた入居方法ということでございますが、入居方法につきましては、コミュニティの維持ということを主に念頭に置きつつ、地域の優先の入居というものを主としていきたいというふうに考えております。地域優先入居に次は、特殊事情や学校内の仮設住宅に入居している方や、あるいは町外の仮設住宅に入居している方々の優先入居も考慮しつつ、効率的な維持管理の考えから、仮設住宅の集約化あるいは既存公営住宅の

集約化も将来的には並行で進めていきたいと考えております。

次に、裏面になりますが、4ページ目以降につきましては、住民意向調査の集計状況等を記載させていただきます。この辺につきましては、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、49ページ目をお開き願いたいと思います。

第10章 建設候補地のケーススタディということで、事例の検討を行っている状況を記載させていただきます。

ここでは、入谷桜沢地区の公営住宅、それとゴルフ場跡地、戸倉中学校の南側の地区の公営住宅のプラン、案ということでここに配置計画等を記載させていただきます。

53ページ以降につきましては、一つの標準イメージ図としてそれぞれの型別の標準平面プランを例示させていただいたという計画でございます。

以上、ちょっとはしりながらのご説明でございましたが、説明は以上で終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による細別説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

質疑は一括して行います。これまでの説明に対しまして伺いたいことがあれば伺っていただきます。

三浦清人委員。

○三浦清人委員 おはようございます。

まず最初に、今回初めて土地の売買価格あるいは買い取り価格が鑑定士によりまして発表になったということで数字が出されました。以前にもお話をしておったわけですが、最初にアンケートをとった数字がありますよね。それに基づいて今まで計画が進められてきたんですが、今回数字が出たということで、アンケートを最初にとった数字の変更といいますか、が出てくるのではないかなとなるわけですね。その辺の再調査といいますか、意見の聞き取りといいますか、そういったことも早急にしなければならないんじゃないかと思うんですが、町としてのその辺の考え方、スケジュール等がどうなっておるのか。

そのことによりまして、例えばこの価格ならば買いたいと、買っていいよと、あるいは借りるという方々がいるとしますよね。しかし、資金の関係、あるいは業者さんの関係でなかなかすぐには建てられないという状況にもなってくる可能性もあるわけですね。その間、建築をされて入居するまでの間を今の仮設住宅で住むことができるのであればいいんですが、ある程度の2年あるいは3年ということで期間がありますので、その際出なければならないと。出



て、建築が終わるまでの間を公営住宅で住みたいという方も出てくるわけですよ。そうしますと、公営住宅にも希望する、土地も購入して建築をするというのも希望するというので、二重の希望が出てくるというのが最近になって問題といたしますか、被災者の方々からの声は今聞こえてきているわけです。その辺の考え方、今後どうしたらいいのかです。

それから、もう一つは、確認なんです、志津川中学校の仮設住宅に今住んでいる方々に、何かチラシか何かで、来年のいつごろまでに出てほしいみたいなチラシを配ったのかどうか、そういうふうな話が今来ているんです。行くところもないのに出てくれという話はないだろうということで、お年寄りの方々、大変今心配をしているという話が来ているんですね。その辺の確認です。

それから、きょう初めて入谷地区の桜沢に公営住宅の建設の具体的な話が出てきたわけですが、けれども、以前、何日か前ですか、河北新報に50戸を建てると、計画がされたというような報道がされて、それを読んだ住民の方々から、「いつごろ建つんですか」と、それから「どこの地区の方々が行くんですか」とかというような質問をされておったわけです。しかし、我々何も具体的な話を聞いていなかったもんですから、「わかりません。まだ報告も説明も具体的には受けていないから」と。「新聞に載ったんですよ」と。よく新聞の記事も見ないで、計画するということが記事に載ったんですけれども、もう既にでき上がるんだという解釈に基づいて質問されているので、我々も非常に困ったんです。

そこで、ニュースがありますね、まちづくりニュース。このニュースの中で最後のページに、防災集団移転促進事業のスケジュールというのがありますね。これは大変いいスケジュール表です。何年度の何月ごろまでに造成工事あるいは用地取得というようなことで、非常にわかりやすい。これと同じようなものを公営住宅あるいは漁港の整備、いろいろ復興に向けた事業があるわけですよ。その種類別に出してもらったほうが、今我々住民がどの段階にいるのかということがわからないでいると困るわけです。我々もまた聞かれてもわからないんですね。今どこの地区のどのような土地をどういうふうな交渉をしているのか、土地用地の交渉の場合ね。どの程度進んでいるのかということはこの表で見ればわかるようにしていただかないと、いろいろな質問をされているわけですが、今どこのどういうような状況でいるのかということを我々も話すことができないでいるという、何か非常に残念なわけなんです。その辺で、事業ごとのスケジュール表というものを出示してもらって、出た段階で今これはもう済んでいますよと、これら来年度の1月まで例えばこういう事業を行いますよと、それから例えば防波堤にしる、あるいは防潮堤にしる、今防潮堤を建設する場合には個人の土地も買収しなけれ

ばならないわけですからね。今土地の用地の交渉をしていますよとか、そういった細かいスケジュール表というものを出してもらったほうが、町民の方々もわかりやすいと思うんです。ですから、その辺のスケジュール表をぜひ出していただきたいと思います。

まず、その辺からです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 5点質問がございましたが、まず最初の今回この価格を提示したことによって意向も変わるのではないかと、それへの対処についてはどうなんだというご質問でございますが、これにつきましては、以前の特別委員会等でもお話しした経緯があるんですが、改めて意向調査という部分は考えてございません。これからは個別の相談会という形でヒアリングといいますか、そういった方向で進めていきたいと考えております。現在、課内で調整しておりますが、5月にそういった個別ヒアリング等を行うというスケジュールでおります。あわせまして、住宅金融支援機構さんにもおいでいただきまして、ローンに関するお問い合わせ対応もやっていただくといったような相談会と個別ヒアリング、この二本立てで考えております。ただ、早い先行地区と内部では申しているんですが、早く合意ケースがまとまった地域につきましては、今月中に改めて個別ヒアリングも考えてございます。

それと、二つ目の集団移転の敷地が出たと、なかなか建てられる状況にない方の災害公営住宅の入居ということでございますが、被災者の恒久住宅の求め方としましては、どちらかを選定しなければならないという考え方でございますので、その間、仮設住宅というものをそこですべてなくしてしまうという部分については、今後検討も必要でございますが、住むところがない状況の中で仮設住宅そのものを撤去するという考え方は現時点ではそこまでの考えは持っておりませんし、逆に集団移転の宅地造成が終わった段階で速やかに建てなければならないと、大工さんの手配であったり、資金の関係であったり、そういったいろいろな課題はありますけれども、それが3年も4年にもわたって着手できないという状況はちょっと想定もできないものですから、ただいざ腰掛けのようにとりあえず災害公営住宅に入ることについては、非常に難しい状況だというふうに考えてございます。

それと、志津川中学校の仮設の関係につきましては、後で建設課のほうからご回答をしたいと思います。河北新報で災害公営住宅、入谷地区50戸という数値が先行して掲載されたということにつきましては、町の庁議決定での説明の中での入谷桜沢地区に50戸といったものが先行的に報道されてしまったということについては、大変申しわけないと思っております。いずれこの集団移転ニュース等も含めてなんですが、スケジュールかんも示しながら随時情報提供は

これからさせていただきたいと考えております。入谷の桜沢の住宅につきましては、地域優先という中によっては志津川地域という形で考えてございます。アンケート調査の中でも志津川地域の方々が入谷という地域を選択した方もかなりおられますので、志津川地域を入谷の桜沢の災害公営住宅にと、現時点ではそういった考えでございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設課長の三浦でございます。

3点目の志津川中学校への退去のチラシの配布でございますが、建設課としてはそういう文書については配布はしておりませんので、現状を調査させていただきまして、後日報告をさせていただければと考えていますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 復興事業の全体のとりまとめ、進捗係は企画課でございますのでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、ご承知のとおり、ある程度しっかりした事業については、復興の交付金の計画を出して、その内示を受けましてから動くわけなんですけれども、そのほか国の事業、県の事業一緒に同時進行で動いている部分もございまして、そこら辺の見きわめもしながら、ある程度期間がしっかりした内容で明示できるものについては、これは例えば広報紙で、シリーズでスケジュールを提示するとか、そういった形なるべく住民の皆さんには今現在町の事業がどこら辺にあるのだろうかということを知りやすく説明する機会を一つ考えていきたいなと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今後のスケジュールとしては個別の相談会、ヒアリングということで進めていくということで、できるだけ早く、最初のアンケートではどちらかとも言えないとか、まだ未決定であるとかというのがかなりあったわけですし、要するにその方々というのは、土地の価格が決定するまではなかなか表示できないという方もかなりいるようなので、その辺のところをきちっとお話をして、そうしますと、いろいろと進歩といいますか、進んでいるのかなという感じがしますのでお願いしたいと思います。

それから、仮設、要するに土地を購入したら速やかに建設ということになっておるんですが、速やかにという以前も何か月や、何年やというような話もあったわけなんですよね。先ほども言ったように、資金の問題もあるし、それから建設業者さんの問題もあるということで、なかなか難しい点も出てきているわけです。そういうこともあるからすぐに撤去ということはないというお話ですけども、そこで、町有地に建設されている仮設住宅については、別に1

年、2年長くなってもいいかと思うんですが、さて個人から無償でお借りしている土地の仮設住宅があるわけです。それは最初から2年という約束で契約をしているわけだと思うんですけども、土地を貸している個人の方々のお話を聞きますと、無償でもいいんだと、設置していただいて家が建てられる土地になったと。自分も将来はそこに家を建てたいと、しかし資金の関係上、多くの造成してもらった場所を切り売りして、それを建設資金に充てたいんだという方もいるわけですよ。ですから、早く約束どおり2年で撤去してもらって私たちも前に進みたいという方も実際に出てきているわけなんです。そういった個人から借りている土地を入居者の都合によって3年、4年というふうに1年ごとに更新でやるわけですけども、それが許されるのかどうかですね。地代を払えばいいんじゃないかとかという問題も出てくると思うんですが、それだけで果たして解決できるものなのかなという思いをしているのもあるんですね。その辺の今後の進め方をどのように考えるのか。

時間が経てば経つほどいろいろな問題が今出てきて、我々も返答するのも大変困っているところもあるんですね。その辺のところを早く町としての考え方を打ち出してもらわないと、住民の方々も我々も非常に困るんです。

桜沢の公営住宅については、先行報道ということでわかりましたけれども、極力それは報道の自由でしょうけれども、文章を見ればすっかりわかるわけですよ、一応計画にのったとか、目標にのったとか、考えがあるとかという記事なんだけれども、見る方々は記事に載ったということになると、あくまでも決まったという認識というか、勝手な判断というか、なってしまいうんすよね。ですから、我々にも具体的な内容の質問といいますか、問い合わせが来るんです。ですから、今日も来ておりますけれども、報道にお話をする内容等もある程度考えてもらわないと非常に困ることもあるのかなという思いもするので、その辺もひとつ考えながら報道機関のほうには情報提供というものをやっていただきたいと思います。

それから、チラシは建設課長の話ではないと。私もそんなばかなことはないんじゃないかなという思いをしたんです、話されたんだけど。だけれども、実際に見て困っているお年寄りがいるということを志津川地区の方々から問い合わせがありまして、だってまだ防集も、あるいは公営住宅の建築も何もしていないのに、来年の9月とあったか8月とあったか、までに出してほしい旨の通知があったというような話をされたので、そのチラシを私は見ていないんですけども、確認しますということできょう発言させてもらったんですけども、なければいいんですけどもね。そういうことです。

こういうふうな放送が……

○委員長（西條栄福君） 暫時休憩します。

三浦委員どうぞ。すみません。

○三浦清人委員 それから、5点目のスケジュール表ですが、いろいろと国、県、わかるんです。ですから、一応スケジュール表ですから、計画に沿ったということで、がっちり決まって「はい、スタート」というときに出したのでは、もう既にとっくにその前に新聞で報道されますから、その前に我々が認識していなければならないということなんですよ。我々もそれを踏まえながらいろいろチェックといいますか、私たちも確認をしていく必要があるので、できるだけ、できれば100%決定したということからのスタートということではなく、目標にあるものを出していただければ私たちも非常に助かるわけです。その辺のところを今お話ししているんです。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮設住宅の借地の件でございますけれども、当初2年ということで、当然当初から仮設住宅につきましては2年間ということでございましたので、それに合わせる形で2年間の借地契約を結ばせていただいております。委員さんご質問の3年以降はどのようなということでございますが、この辺は大変使用者の方にはご負担をおかけしますが、3年以降もぜひお願いをしたいと考えております。それで、無償になるか有償になるかにつきましては、まだ庁内の会議で決定をしておりませんので、その辺も含めて早目に所有者の方にご提示をして相談をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） スケジュール工程表の件につきましては、補正予算なり特別委員会なりで事業計画を出す段階で、とりあえず最初に設計費等が計上されると思うんですけれども、その段階で事前である程度の全体額が決まっている部分につきましては、工程表として参考資料としてお示ししたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 それから、もう一つ確認なんです、UR都市機構さんといろいろと計画していただきながら事業を進めているわけですが、町との関係といいますか、土地の造成もURさんのほうでやるのか、あるいはあくまでも建物だけをやっていただいて、それを町が最後に買い受けるようになるのか、URさんとの仕事の分担というか、区分けといいますか、どの程度までなっているのか、町とのかかわり合いが。それを聞かせていただきたいと思いま

す。

それから、先ほどもちょっとお話ししましたが、防集の家の建築なんですけど、速やかにということで進んでいるんですけども、資金の問題は別にしまして、業者さんですね。限られた業者さんですから、一度に建築というのはなかなか難しいのかなと。また、建てる建築主のほうとしても今度は瓦にするのか、あるいはトタンにするのかといろいろ計画も練っているかと思うんですが、資金の関係も含めまして、予算的なことで、どうなんだろう、ハウスメーカーと町が、防災集団移転する際に契約といいますか、まとまってやっていただくというようなやり方はどうなのかなと。そうしますと、1軒でハウスメーカーさんをお願いするよりも、いろいろと個人によっては坪数も違うし形式も違うでしょうけれども、同じハウスメーカーでもいろいろなタイプのものであるわけですから、それをまとめて、例えば20戸なら20戸というやり方というのはいかないか。そうしますと、価格的にも安くできるんじゃないかなということが今計画している方のご意見なんですよ。大工さんの人数が足りないからハウスメーカーさん、1人をお願いするよりも何人かまとめてお願いすれば安くできるんじゃないのかと。その話を町のほうではしてもらえないのかなと、こういう内容のものなんですけれどもね。そこまで町がタッチできないとか立ち入りできないというのであればまた別なんですけれども、その辺の助言なりはできないかなという建設を予定している方々の意見なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目のUR都市機構とのお互いの役割分担ということでございますが、基本的な考え方は、土地については町が取得する。その後に設計、造成、それと建築といったものをトータルでUR都市機構に担っていただいて、でき上がってから町が買い取るという仕組みでございます。土地については、町が用地交渉なりをして用意した上で、その上物の部分、造成から設計も含めてUR都市機構が担うという方法でございます。

それと、2点目については副町長のほうから。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 後段のご提案といいますか、お話でございますけれども、確かに防集事業、ここ二、三年で町のほうとしてもとにかく一日でも早くその場を造成したいということで、これから懸命に取り組んでまいりますけれども、いよいよその後一斉に自立再建できる方については一日でも早く自立再建をとのお話になるわけでございます。問題は、委員お話のとおり、その際果たしてそういった受注環境といいますか、それが発注者側の、あるいは町民

の方々の思いにこたえられる環境が整うのかということについては、大変懸念をしております、正直。その時期になりますと、本町だけでなく被災沿岸市町村同様の这样的问题が出てくるだろうということでございまして、そこでそういったハウスメーカーさん等とのそういう一つの、そこに行政側がどういう形で関与できるかということになりますと大変難しい問題でございまして、一方で復興計画の一つの大きな柱の中に地場林材を使って地元の在来工法といえますか、地元へのそういった雇用あるいは産業振興という面からという一つの柱も掲げておるところでございまして、一方ではそういった部分であっても、どれだけそれじゃそういった宅地需要にこたえられるかという基盤の問題もございまして。正直、被災者として私もそういった部分については個人的にも大変懸念と関心を持ちながら、どういう環境でできるのかということについてはいろいろ検討していかなければならないだろうなというように、双方が成り立って、なおかつそういった住宅需要に早期にこたえられるような環境、どういった形でやればいいのか、その辺については大いに勉強をして研究をしていかなければならないのかなと思います。

そういったことを見込んで、けさニュースでやっておりましたけれども、宮城県における住宅再建資金の加算金のほうも26年度までの予定が平成30年度まで延長すると、200万円ですか、新築の場合。これもそういった住宅需要といいますか、防集とかそういう環境事業が少しおくれざるを得ないということで平成30年度まで延長するというような決定を県で言われているわけでございますけれども、平成30年といいますと6年もあるわけでございます、その間、仮設住宅をしなければならないのか、そういう問題も当然あります。

ちょっと話は長くなりましたけれども、ご指摘の件については、これから再建されるという方々にとっても大変関心の高い、なおかつ難しい問題だろうと思いますので、町のほうでもどういったような対応ができるのか、行政側がどこまでそれが可能なのか、ぜひこれは研究をさせていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 3点ほどお聞きしておきたいと思います。

まずもって、土地評価の状況ということで、鑑定結果の土地買い取り価格が決まったと。これは想定となっておりますけれども、想定の意味合いをひとつ理解できるようにご説明をお願いしたいと。

それはともかくとして、私の聞きたいところは、買い取り価格がこの資料1によりますと12段階まで決まっていると。一番高いのは9万2,400円で志津川の汐見町だということでござい

ますけれども、どうしてこういうふうになっているのかということをもっと聞いておきたいと思います。

それから、第2点目は、防災集団移転促進事業の中で、これも資料2でございますけれども、これ等の価格のこれも想定だろうと思いますけれども、この辺についてお聞きしておきたいと。

一応買い取り価格は平米数と坪単価で表示されてあるんですけれども、いま一つこういうふう違ったということ、以前の評価額でどういうふうに町で評価してやったかということを一覧設けていただければその差額がわかるわけなんですけれども、これ被災されたところがなぜこういうふうに価格が違うかということがちょっと疑問なので、もしできたら被災前の以前の評価額もこの一覧の一つつけ加えさせていただければなと思います。

それから、第3点目は、一括でございますので、一応25年度から28年度までに1,000戸を建てると、建設するというようなご説明でございましたけれども、実はたしか3,300戸被災した家屋があったはずだと思います。そういう中で、1,000戸に決めたということがどういうわけだったのか、その辺。

3点をもっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 全部で4点あったかと思うんですが、1点目、想定という部分の意味合いはどうかということで、あくまでも評価時点での鑑定でございまして、当然売買契約締結時には、その時点の修正等も加わってきますので、現在のところはこの数字が一人歩きしないように想定という表現をさせていただいております。ただ、復興の状況、復旧の状況によって、この金額的なものは変わる状況にございます。昨年3月11日被災後の時点が一番の底値であったということで、その状況に応じて現在は70数%までの状況で鑑定をされているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

当然単価につきましても、その立地条件等によって変わりますので、この辺は委員もご理解いただけるものと思いますが、町中と各沿岸部の集落では土地の価値というものは当然変わってきますので、その辺についてはご理解いただきたいなと思います。

それと、幾ら下がったかという部分につきましては、先ほど口頭でご説明させていただきましたが、下がった数字だけが常に一人歩きするのを逆に惑わせることになるんだろうということで、こういった表現になっております。先ほども申し上げましたが、志津川の市街地ではマイナス23から24%程度と、沿岸部においてはマイナス28から29%というのが大体の震災による



価格差ということでございますので、逆に幾らで買い取っていただけるのかといったところのほうが一番の方々は興味といいますか、興味がある数字として試算するための根拠となりますので、そういう表示をさせていただいたということでございます。

それと、3,300戸の中で1,000戸を根拠にした理由でございますが、先ほどの計画書の3ページの住民の意向調査の状況で記載している表がございます。直接この回答率の中で災害公営住宅を希望している方がこの時点では652という数字でございます、集団移転が747、自立再建等が645、それと検討中という方が605といった中で、それぞれの比率に対して案分をした結果、1,000戸という数字になりましたので、その点については、後でご計算していただければほぼ1,000戸という数字が出できますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 想定であるから、これは決定されたものではないという、あるいは一人歩きされては困るというような価格の表示だというご説明でございましたが、そのとおりでありましょう。

それで、私がお尋ねしたいのは、この買い取り価格、つまり町で言われる23あるいは24%は震災前の評価額から下がっているんだということですね。評価額から下がって、これでも買い上げてもらうということでこういう価格が表示されたと思うんですけども、問題はなぜこういうふうに価格が違って来たかということ、その評価の際にどういうふうにしていたかということを一覧設けてあればその比較ができるんだということの私にご質問をしたわけですけども、それはどういうことかということ、固定資産税を初めとする税とのかかわりがあるんですよ、税とのかかわり。これは大きな問題なんです。そういうことで、税を今まで高く評価して高く取っていて、今度買ってもらうときにはそれがただいま表示されているような価格になるのかということがちょっと疑問だったものでお尋ねしているわけでございますから、その点を再度ご説明を願えればなと。きょうは余り長く言わないように簡単に話をしていきたいなと。

つまり、税とのかかわりがあったんでないかというのが一番住民には、この価格で私は理解できないという問題が生じてくるんでないかなという思いから質問をしているわけでございます。

それから、もう一つは、1,000戸の基準もただいまお示しでございましたけれども、こうした基準表をつくっている、あるいはアンケートに基づいたもので一応算定したんだというようなことでございますけれども、アンケートアンケートと実際にはなかなか高台移転の宅造すら一向に進んでいない現状の中で、例えばせんだつての新聞でございますと、せんだつてという

よりも三陸新報に載った4月12日、4日前でございます。登米の仮設住民からは、なかなか宅造も決まらない、移転先も決まらないということだったらば、登米と合併したほうが早いんじゃないかと。つまり、登米は南三陸町よりも税金が安い、そういうようなことからすれば、むしろ今の状態からしているとそういう声があると、ますます向こうに、つまり南三陸町から移籍して向こうの住民になるというような心配が当然出てくるわけです。そういうようなことを考えた場合に、とにかく被災住民の希望に沿えるように高台移転にまず3,000戸を目標に進めておりますというような、少なくともそういうような目標設定も必要なことではないかなと。そして、即始まることではないかなというふうに思うんですけれども、お示しいただいております高台移転は、絵にかいたもちにならないといけないというようなことすら最近思うようになってるので、この辺の考え方とあわせて、1,000戸の問題をとりあえずまず早めてやってもらいたいということ。

それから、将来ここ10年でどういうふうに南三陸町を再生させるかということからする住民の住宅、住まいもあわせた設計をされるべきではないかなと思うので、この辺もあわせてもう一度お願いしたいなど、そういうふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 金額について固定資産税とのかかわりということでございますが、課税と土地取引は別物であるということはあらかじめ申し上げておきたいと思えます。いわゆる課税の観点と土地取引での評価の観点では、考え方は、似たようなところもございますが、根本的に違うものであるというふうに私は認識をしております。当然土地の取引につきましても、周囲の売買実例といったものも一つの参考になってきて価格が形成されていくということもございますので、この辺は税とのかかわりという部分については、あくまでも別なものの観点であるということをご理解いただければと思います。

それと、高台移転について絵にかいたもちにならないようにということで、肝に銘じて事業に取り組んでいきたいということでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 税とのかかわりの問題なんですけれども、それは今回に限りということなんです。例えば、9万2,400円で買い上げてもらうのと、同じ宅地であって4万7,850円だ。しからばこういうところの税の比率はどうだったのかということ。要するに評価額なんです。評価。評価をどういうふうにしていたかと。新しく建てた場合にはどういうふうに扱っていたかと、この大きな差を、「ああ、そういうふうになるんですか」という、ただうのみに被

災者は恐らくできないだろうと。何万円と違うんですよ、何万円。同じ宅地でもですよ。9万2,400円と4万2,900円、この違いがあります。たった5カ所の違いでこの金額ですから。これはかかわりが完全にあるんだということを私は思いますよ。そういうことをもう一度詳しく言ってもらいたいと思います。

それから、田んぼ、畑、山林についても同じことが言えると思うんですけどもね。一律課税だったらば問題ありませんけれども、買い取り価格だけこんなに差があつて、税の負担率はどういうふうに取り扱ってきたのかということが大きな問題だろうと、こういうふうに思いますので、いま一度この辺を理解のできるような答弁をひとつお願いしたいなど。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 資料1の12カ所の買い取り価格と、この値段と、それからこれまで課税をしてきた固定資産税の評価額との関係について対比をしながら、それで例えば1番の汐見が9万円、4番の御前下が4万7,000円というこの差について、固定資産税の評価の観点からもご理解をいただくようにというようなご質問の趣旨かと思われま。

先ほど復興課長が申しあげましたように、復興の事業としての鑑定と、それから固定資産税を掛けるための観点という見方はそれぞれ違いますので、税の評価と買い上げの価値観というのは別に考えるというのは正しい考え方だと思っております。

それから、今回の買い取りの価格、宮城県に委託をしまして県の不動産鑑定士協会のほうで県内100カ所ぐらいを鑑定されたと思うんですけども、南三陸町にも固定資産税の土地の課税をしている標準のポイント、大体130カ所ぐらいあるんですけども、その130カ所ぐらいというのは公表されております。固定資産評価センターのホームページなどから入っていきますと価格、都道府県、市町村ごとにその土地の評価額が公表されております。今回、県の不動産鑑定士協会にその復興のための鑑定を依頼したということになりますと、恐らくその鑑定士さんはそういった価格を参考にしながら、震災前と震災後の土地の価値観をプロの目で評価をしておられたのかなということで、こういった数字が出たと私は思っております。

それから、これまでの固定資産の価格の差ですけども、例えば1番の汐見町地区、ちょっと場所的には具体にわかりませんが、汐見地区とこの4番の御前下地区では、やはり平米当たりで半分ぐらいの差になっておりますが、震災前、市街地には場所によって1万5,000円あるいは2万5,000円ぐらいの評価額の乖離がございましたので、評価の観点からも妥当なこの買い取り価格の差なのではないかなと私どもは思っております。ただ、個々具体的に地番な

どがここには載ってございませんので、それは1筆ごとに見ながら全体評価ということになるかと思いますが、固定資産の評価上も場所によってこのような差があったということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 言われることはわかるんですけども、私、なぜこういうことを聞いておきたいかという、前に一般質問で土地の評価の見直し等、課税について話をしたことがあるんですよ。それは、なぜかという、登米市よりも、例えば登米市の中でも柳津よりも非常に南三陸町は高い、そういうようなことで見直しが3年ごとにあるんだっただらば、その評価の見直しをしたらいいでないかというような一般質問での話をしたことがあります。町長も記憶があると思うんですけども、でありますけれども、それにもかかわらず、まず見直しの段階であっても引き下げは、評価の見直しはしなかったというのが事実なわけですので、ぜひそういうことをやってもらいたいと思います。と申しますのは、今度復興住宅あるいは一戸建て住宅で宅地を求めている人たちにも非常に低い水準で賃借したり、あるいは売買したりしている様子が見えかねる中で、やはりこれは税とのかかわりが切っても切れない状態にあるとすれば、かかわりがいいということだけで理解を得てくださいということは、これはちょっと難しい問題ではないかなと思いますので、その辺も考えておいていただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時28分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので、会議を再開したいと思います。

質疑を続行します。及川 均委員。

○及川 均委員 限られた時間でありますから端的にお聞きいたします。

まず、前者が言っていました住宅高台移転まちづくりニュース、大変いい資料ですね。この資料をできれば月々、毎月発行して今後の事業計画あるいは事業進捗状況等を住民にお知らせいただければと思います。要望しておきます。

それから、今ご説明をいろいろ受けましたが、町民が待ちに待っておった買い上げ価格等が出てきた、価格が提示されたわけですね。この内容を私も今説明を受けたわけですけども、端的に申し上げますけれども、移転先の宅地の買い上げ価格と移転元の売却価格、試算上は伊

里前地区は同じにしていますね。この差額が問題なんだということなんです。住民の皆さんは、やっぱり元宅地、屋敷は高く買い上げてもらって、高台に移転するわけですから、そこは山の中ですから、新たな造成地だからそんなに高くないだろうと、この差額を住宅建設に向けたんだというのが大方の住民の気持ちなんですね、偽らざる気持ち。できれば被災前の価格で住宅地を買い上げてもらえれば相当のそれなりの価格になるだろうと。それは新しい土地はそんなに高くないはずだと、国で造成して払い下げるんだから、わかんずら借り上げてもいいと。そのお金を住宅建設のほうに振り向けるんだという感覚でいるのがほとんどの方がそうなんですね。現実には示された価格を見ますと、さきの土地を売って新しい土地を買いかえるんだというようなことになってしまうわけですね。そうしてくると、大幅な狂いが出てくると、皆さん。そうしたとき、さきの資料にもありますね。1月20日時点の住民意向調査をした時点では、公営住宅を希望する方々が19%、それから自立再建が18.8%、さらに検討中というのが17.6%とあるわけですね。ところが、この方々は自立にするかなあ、町営住宅に入るかなあ、それとも自分でやるかなあと、さまざま悩んでいるわけです。そうしたとき、条件一つでもってころころ移る可能性がいっぱいあるんですね。特に65歳以上の高齢世帯の方々ですね。無論だれしも皆自宅を欲しいわけですよ。自分の持ち家が欲しいんですけども、それは条件次第だというようなことで今悩んでいるわけですね。そうした中で、こういった価格が示されまして、住民の方々が思っていたようにさきの土地が売れない、さらに新しく買う土地が随分高いものだということになってきますと、その差額が生じないんですね、試算上は。ということになってくると、本当におれ家建てる銭子が足りないやということになるわけですよ。その辺のところ、今度は高台移転の集団移転から抜けて、いわゆる公営住宅のほうに申し込むという方が相当数ふえてくるんでないかというように私なりに見通しするんです、この資料を見ますとね。その辺の不安がないのか。課長、今後アンケート調査をまたしないで個別対応だと言うんですけどもね、そういった方向が煎じ詰めていくと、積算していくと、そういう家庭が多くなってくるんじゃないかと思うんですが、その辺の心配はないのか。そのことによって結果が大幅に狂うようなことはないのかどうか。その辺1点。

それから、伊里前地区で4万2,900円という価格が示されたんです。これは国の買い上げ価格、例えば国道とかそういった町でも公園にするとか何するとか買い上げが出でくるわけですね、公共的な買い上げ。そういった価格の基礎になるわけですか。同じと、こういう価格で買うんだということで考えてよろしいですかね。その辺。

以上です。再質問しませんから。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。再質問しないそうですから、丁寧に答弁願います。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の移転先の状況については、ちょっと幅を持ったいわゆる調査価格としての提示ということについては、公共交通機関あるいは公共施設、そういったもののまだ見通し、ここに立ったという現実の中で、立つんだという方向性が明確になれば、評価はこういった幅を持たせた評価にはならないのだろうと思います。現時点では、どうしてもここに例えば支所が来ますよとか、公共交通機関、バスが走りますよとか、そういった端的な情報提供しかできないという中では、ちょっとこういう幅を持たせた評価というよりは意見書という形でしか出せないという状況なので、この点についてはご理解いただきたいなと思います。

それと、当然数値移動、以前から議会のほうからもご指摘いただいております、価格を示した段階で意向の中身が、数値が非常に変わるだろうということについては、私どももそう思っております。今回、出してまた意向調査という形をしても、理解が勘違いされている方なんかもそうなんですけれども、正確な数値がまだ把握できない状況になりますので、特に災害公営住宅につきましては、1,000世帯入るといえば1,000世帯分をつくるというふうな考え方もありますし、当然集団移転も10世帯集団移転に参加するとなれば、10世帯分しか造成できませんので、個別のヒアリングといいますのは、こういったことも説明した上でどういうふうにお考えでしょうかと、いわゆる選択肢を確認すると、そのほうがより確実だろうと思っておりますので、そういう方向で個別ヒアリングあるいは相談会、そういったものも今後4月、5月に行っていく予定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そうした中で、数値的な部分でそごが出てきた場合は、それはそれで計画も随時見直ししつつ、配置計画も含めてですが、改めて計画を練り直さなければならないのかなと考えております。

資料1の買い取りの想定価格につきましては、実はこれは宮城県が県内100カ所程度の中で調査をした、本町においては全部で12カ所という形となっております。これはあくまでもそれなりの河川護岸であるとか、県道のふちであるとか、そういった買収を意識しての調査でございますので、この価格が一つの基本となって今後進められていくということになると思っております。

それと、資料2でお示ししたのは、町で鑑定を行った結果でございますし、これはどちらかというとなら今後用地取得のための買収価格として一つの目安として今後進めていくということで

の評価の結果となっておりますので、それぞれの数値が時点の修正も、あるいは地域によって個人格差、そういったものもありますので、そういったものを修正しながら一つの基本としてこの金額で今後進めていくということになると思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 端的にという隣からの注文がありましたので、端的にします。

2点ほどお願いします。一つは、今本当に具体的に24年から27年度までということで戸倉110戸、公営住宅のほうです。それから入谷50戸、そして名足50戸ですか、のように示されました。肝心のどうなるかわからないとは思いますが、志津川地区、それから歌津地区、これの公営住宅、見通しはどうなんだろうかと、大分期待して待っている方もおりますので、こういうスケジュールはどうなっていくのか、その辺を1点お願いしたいと思います。

それから、確認なんですけど、3ページの（5）の中で、先ほどの説明ですと、Lタイプ、4から5人世帯のところから木造住宅を考えていくというような説明だったような気がするんですが、その辺ちょっともう一度確認したいんですが、その前のSタイプ、Mタイプについて木造住宅ができないのかどうか。その辺です。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川地区の公営住宅の供給のスケジュールということでございますけれども、今月末に志津川市街地の土地利用計画が変わったということで、議会のほうに以前お示ししましたが、それをもって改めてご説明します。その中で、5月になりますと個別のヒアリング、そういったものを行った上で、数値等も含めて再精査した中で今後のスケジュールを示していきたいと考えております。

それと、型別供給という構造の中で、Sタイプ、Mタイプ、木造にできないのかということでございますが、木造住宅については比較的世帯人員の多い世帯に中心的に供給したいということは基本的には考えてございます。ただ、集団移転なり土地の状況いかんによっては、もう少しMタイプ等まで含めて、もう少し小さい型の木造住宅というのは検討させていただきたいと思います。集団移転の今の状況を見ますと、その世帯が入るのにぎりぎりの状態での用地というのが大方ございますので、いずれも用地次第であるということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 1点目は、5月にヒアリングを開くと、そういうことで今ご説明がありました。というのは、何か前回の説明で公営住宅は、例えば志津川地区だと3カ所を考えている

と、そういう話をされた。じゃ自分はどこに住むんだろうと、3カ所ってどこなんだろうと。本来は自分たちがいる、今まで住んでいた近くに住みたいという希望を持っている方がいますので、本当に具体的に示していかないと、町民の方たちも本当にどこに住むんだろうということで不安を感じていると思います。そういう点で、大きくでもいいですから、どこに公営住宅を、3カ所じゃないよと、3カ所だと困るという意見もありましたので、3カ所じゃなくて、こういうところに公営住宅を建てるんだということを示していく必要があるのではないかと私は思いますので、具体的にひとつお願いしたいなと思っております。

それから、2番目の木造についてですが、今仮設に入っている方たちは、1Kでは本当に非常にいくらひとり暮らしだって狭いと、今度公営住宅を建てるのには、もう少しちゃんと考えてほしいという意見が随分出されたんですよ。これを見ますと、30%が1人の世帯だということで、土地の問題も含めてそう考えているんだと思いますが、この後ろの資料を見ますと、木造じゃなくて、すべてそういう鉄筋コンクリートですか、53ページですか、この中で示されていると、そういうふうに私は今見ていましたので、幾ら人数が少なくても私は木造住宅に住みたいんだという意見も随分ありますので、その辺の考え方をもう一度お願いしたいと思いません。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 1点目の志津川市街地の3カ所という団地の中で具体を示すということでございますが、これまで公営住宅どのあたりということは市街地の方々には示していなかったということで、今回4月の末に説明会の中で考え方を示したいと思えます。西、中央、東と、その中でどういった被災者の公営住宅の立地等のニーズがあるのか検討した中で、全体のフレームを考えていきたいと思っております。

それと、2点目の木造にということで、木造がいいという考え方もあるかと思いますが、木造ですとどうしても場所を必要としますので、先ほども申し上げましたとおり、用地の状況次第だということをご理解いただきたいと思えます。まるっきり少ない世帯人員にも木造は供給しないという考えではございませんので、あくまでも用地の取得状況、あるいは広さによつての考え方も持ち合わせているということをご理解いただきたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、公営住宅の全体のフレームですか、こういうことはまだきちんとして住民には知らせていないということなんですか。何か私、3カ所と聞いて、皆さんそう聞いた方たちが、それじゃ困ると、もっと広く考えてほしいというような話をされまし



たので、本当に住民の感情としては、自分が今まで住んでいたところにまた住みたいと、そういう気持ちを持っている方たちが多いものですから、そういう意見が出てくると思うんですが、その辺を含めてぜひきめ細かに住民の意見を聞きながら進めてほしいなと思っております。

それから、土地の状況を見てなかなか全部木造にするというわけにはいかないということも私もわかります。しかし、それも含めてどうしてもひとり暮らし、特にひとり暮らしの方たちの健康管理も含めて、いろいろなタイプがあると思うんですが、その辺も含めて考えてほしいなと思っております。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。

ないようでありますので、「土地評価の状況について」「南三陸町災害公営住宅整備計画について」の質疑を終わります。

次に、その他として既に配付されております南三陸町震災復興計画改訂版ですね、平成23年度から平成25年度までの実施計画などに関しまして確認したいことがあれば伺っていただきたいと思います。ございませんか。

鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 その他の中で、一つお願いしておきたいなと思うことが2点ほどありますので、聞いていただきたいと思います。

一つは、4月4日に低圧被害で施設栽培農家、つまりビニールハウス農家が大被害を受けたということが情報に入っております。しかも、JAのとりまとめによりますと52棟、130町歩ほどの被害があったということでございますけれども、この辺について行政対応としてはどういうふうに考えているのか、それが1点。

それからもう一つは、これも今月に入ってからでございますけれども、10日過ぎのテレビ放映あるいは新聞等々で報じられた、余りマスコミがいるところでこういうことを話したくないと思うんですけれども、と申しますのは、風評被害で農家の産物としている原木シイタケ、それが南三陸町でも出たという報道がなされたわけです。しかも、南三陸町がどこでそれが発生したかわかりませんが、南三陸町一円にその被害が広がっていると。なぜかといいますと、河北新報なんですけれども、5日に採取した気仙沼市の2検体、これは172と203ベクレル、そういうような放射能セシウムが検出されたと。さらには、南三陸町の1検体からしかも209ベクレルが検出されたというような報道がされて、販売面で非常に支障を来していると。私たちの仲間が仙台に出荷しているんだけど、消費者が全然南三陸町の産物を買取りし

なくなると、そういうような実態が今生じているわけでございますけれども、この辺の対応ですね、ひとつお聞きしておきたいなど。

それは、どういうことを聞きたいかという、補償の問題とか、あるいは風評被害の問題をどういうふうにして伏せたらいいか。風評被害ほど大きいものはないわけでございますから、たかが原木シイタケと思われましても、原木シイタケだけではとどまらないという現実が出てくるから私がこのことを声を少し大きくして聞きたいと思います。そういうことで、マスコミはできるだけこれは報道しないようにしてもらいたいと思いますし、その辺ですね、ぜひセシウムの関係、どういうふうに行行政として対応しているかを聞きたいと思います。

それから、どこからこれが、どこをもって報道されたのかどうか。大変なことなんです。なぜかという、それで生計を立てている生産農家がたくさんありますので、そういうこともひとつ重視して対応策を考えていただきたいと。

この2点、お願いします。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問2点にお答えさせていただきます。

1点目の低気圧災害の関係でございますけれども、町でも災害調査をいたしましたところ大変被害が大きく大変困っておりました。その中で、一つはパイプハウスの被害が大変多く、これも補助事業で新規に導入したばかりのものがやられてしまったりしている箇所がございます、全体の被害総額で3,500万円前後の被害額が出ておりましたけれども、その多くは新設のパイプハウスでございます。これは補助事業を終了したばかりのものでしたので、保険に加入しておりましたので、その保険で回復させる計画になってございます。そのほかにビニールなどの被害が大分件数的には多かったですけれども、その部分につきましては、町としてはハイプラスチック処理協議会を設置しておまして、大体1キロ当たり50円ほどの農家負担になっておりますが、さらにその負担を軽減する形で震災後予算を計上してございますので、そういったところで支援をしてみたいと考えております。

それから、放射能の関係でございますが、原木シイタケから出たニュースにつきましては、これは仙南のほうで初めに原木シイタケから出たニュースが流れまして、県として一斉に全県的な調査を行ったようでございます。その中で、必ずしも出荷をしようとしたものではなくて、それぞれの地域地域の生産物の中で確認ができたものを県のほうでニュースにしたと。ですので、最初に仙南のほうで発見されたものについては出荷規制という表現で報道したんですけれども、こちらは出荷規制まではいっておりませんで、地域で出たことを受けてそれぞれ自主的に制限し

ていると、出荷をしないで自粛をしているというような表現をとったようでございます。しかし、消費者はやはりいずれニュースに出れば、過剰にそういったものへの反応が出てJAの出荷物にも一時的に影響が出たという様子でございます。

その後の対応としましては、正しく測定して、正しく情報を公開するという中で、現在一時的な消費の低下が回復してきているというように農協のほうからは確認してございますので、直売におきましてもそれぞれ情報を正しく出せるようにしていきたいと思っております。

そのためには、測定をできる場所を確保しないといけないので、普及センターとただいま連携しまして個別農家の農産物についてもできる限り測定できるような体制づくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ご説明でわかるんですけども、例えば低圧の被害の3,500万円、大きな被害なんです、農家からすれば。それを従来までですとキロ50円で焼却処分をしていた、廃棄処分していたということなんですけれども、この辺ぐらい今回集めまして、何とか低圧被害として対応していただけないか、支援していただけないかなというような、せめて50円取るんでなくして、被害が出たものをさらに今度は廃プラをキロ50円ずつ取って二重にも被害を、被害というよりも負担をするようなことではどうなのかなと。農家の3,500万円といたらおどけたものではないんです、農家の実態を見た場合に。そういうことで行政としても考えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それから、原木シイタケのことなんですけれども、どこで報道を許可したのかわからないけれども、こういうことが廃プラの3,500万円以上なんですよ、その風評被害というものは。同じ被害でも風評であってもその被害というものは莫大なものだということをご認識いただいて対応をしていただきたいということでございます。

委員長、終わります。

○委員長（西條栄福君） お諮りいたします。

次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

なお、本日の案件につきましても、今後本特別委員会で引き続き検討してまいりたいお思い

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかになければ、以上で本日の会議を終了したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よつて、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

なお、委員の皆様は、議員控室にお集まりをいただきたいと思ひます。

午前11時58分 閉会